

## 第2節 防衛大綱の内容

本節では、防衛大綱が明示する、わが国の安全保障の基本方針、防衛力のあり方、防衛力の具体的な体制などについて説明する。

### 1 わが国の安全保障の基本方針

前述したとおり、わが国に脅威が及ぶことを防止・排除することと、国際的な安全保障環境を改善してわが国に脅威が及ばないようにすることの2つが、わが国の安全保障の目標である。

わが国は、「わが国自身の努力」、「同盟国との協力」および「国際社会との協力」を統合的に組み合わせることにより、これらの目標を達成することとしている。

#### 1 わが国自身の努力

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力である。この認識の下、防衛大綱では、わが国自身の努力として、国として総力をあげた取組により、わが国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努めることとしている。また、わが国に脅威が及んだ場合には、政府として迅速・的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応する。このことは、国と国民の安全を確保するためには、自衛隊、警察、海上保安庁など関係機関の能力を結集して、国として全力を傾注することが重要であるとの認識に基づくものである。さらに、各種の緊急事態における国民の保護のための体制を整えるとともに、国と地方公共団体が相互に緊密に連携し、万全の態勢を整えるとしている。

同時に、わが国自身の努力として国際的な安全保障環境の改善によって脅威を防止するため、外交活動を主体的に実施する。

また、安全保障の最終的な担保であるわが国の防衛力については、多機能で弾力的な実効性のあるものとし、

その実現にあたっては、効率化・合理化を図る必要があるとしている。

#### 2 日米安全保障体制（同盟国との協力）

日米安保体制は、わが国の安全確保にとって必要不可欠なものであり、また、米国の軍事的プレゼンスは、アジア太平洋地域の平和と安定を維持するために不可欠である。さらには、テロとの闘いなど日米間でグローバルな課題における協力が進んでいることを踏まえ、日米両国の緊密な協力関係は、新たな脅威や多様な事態を予防し、これに対応するための国際的取組を効果的に進める上でも重要な役割を果たしている。

日米安保体制については、日米安全保障条約（日米安保条約）という約束があれば、それだけで機能するわけではなく、これを実効的なものとするため、平素から不断の努力が欠かせない。このような観点から、防衛大綱においては次の取組を明示している。

##### (1) 日米間の戦略的な対話の実施（戦略目標、役割分担、軍事態勢など）

防衛大綱において明確にしたわが国の安全保障および防衛力のあり方に基づき、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や軍事態勢などの安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組む<sup>1)</sup>。また、この際、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に留意する。

1) 大綱で示された考え方にに基づきわが国が行った米国との間での協議の内容については、Ⅲ部2章2節（P233）参照

## (2) 日米安保体制強化のための努力

情報交換、各種運用協力、弾道ミサイル防衛 (BMD) Ballistic Missile Defense に関する協力などの施策を積極的に推進することを通じ、日米安保体制を強化していく。

## 3 国際社会との協力

防衛大綱では、国際社会との協力として、国際的な安全保障環境を改善し、わが国の安全と繁栄に資するため、政府開発援助 (ODA) Official Development Assistance の戦略的な活用を含め外交活動を積極的に推進するとしている。また、地域紛争、大量破壊兵器などの拡散や国際テロなど国際社会の平和と安定

が脅かされるような状況は、わが国の平和と安全の確保に密接にかかわる問題であるとの認識の下、国際平和協力活動を外交と一体のものとして主体的・積極的に行うとしている。

特に、中東から東アジアにいたる地域の安定はわが国にとって極めて重要であり、関係各国と共通の安全保障上の課題に対する協力を推進し、この地域の安定に努め、国連改革にわが国としても積極的に取り組み、ASEAN (アセアン) 地域フォーラム (ARF) などのアジア太平洋地域における安全保障に関する多国間の枠組みの努力を推進することとしている。

## 2 防衛力のあり方

### 1 防衛力の役割

防衛大綱においては、新たな安全保障環境を踏まえて、

- ① 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応
- ② 本格的な侵略事態への備え
- ③ 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

を防衛力の役割としており、それぞれの分野において実効的にその役割を果たし得るために必要な自衛隊の体制を、効率的な形で保持するものとしている。

なお、07大綱においては、各自衛隊の体制の維持を明記しているが、防衛大綱では、新たな自衛隊の体制は統合運用を基本とした事態対応から導き出されるものであるとの考え方にに基づき、「防衛力の役割」の項目において、事態ごとにその果たすべき役割・対応や自衛隊の体制の考え方などを包括的に明示している。

#### (1) 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

防衛大綱において示された新たな脅威や多様な事態への考え方は、次のとおりである。

新たな脅威や多様な事態は、予測困難で突発的に発生する可能性があるため、事態の特性に応じた即応性や高い機動性を備えた部隊などをその特性やわが国の地理的特性に応じて編成・配置することにより、これらに実効的に対応する。また、事態が発生した場合には、迅速か

つ適切に行動し、警察、海上保安庁などの関係機関との間では状況と役割分担に応じて円滑かつ緊密に協力し、事態に対する切れ目のない対応に努める。

新たな脅威や多様な事態のうち、主なものへの対応は次のとおりである。

#### ア 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、03 (平成15) 年12月に導入を決定したBMDシステムの整備に着手しており、当該システムの整備を含む所要の体制を早期に確立し、実効的に対応する。

わが国に対する核兵器の脅威については、米国の核抑止力とあいまって、BMDに関する取組により適切に対応する。

参照 > Ⅲ部1章2節1 (P185)

#### イ ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃などは、その予測が困難であり、事態が発生した場合は迅速に対処してその拡大防止を図ることが必要である。このため、部隊の即応性を高め、機動性の向上を図り、迅速に部隊を集中して対処するなど、状況に応じて柔軟に対応するものとし、事態に実効的に対応し得る能力を備えた体制を保持する。

参照 > Ⅲ部1章2節2 (P195)



米国ハワイ州で実動訓練を行う  
陸自第1普通科連隊（東京都）の隊員

## ウ 島嶼部に対する侵略への対応

多くの島嶼を有しているとの地理的特性から、わが国に対する武力攻撃の形態の一つとして島嶼部に対する侵略が想定される。

こうした侵略に対しては、部隊を機動的に海上・航空輸送し、展開させ、精密誘導攻撃などによる実効的な対処能力を備えた体制を保持する。

参照 > Ⅲ部1章2節3 (P202)

## エ 周辺海空域の警戒監視および領空侵犯対処や武装工作船などへの対応

新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するには、早期にその兆候を把握することが、その未然防止や事態発生時の拡大を防ぐために極めて重要である。このため、周辺海空域における常統的な警戒監視は引き続き自衛隊の重要な役割であり、そのための艦艇や航空機などによる体制を保持する。

また、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるものとし、そのために必要な戦闘機部隊の体制を保持する。さらに、北朝鮮の武装工作船事案や中国原子力潜水艦によるわが国の領海内潜没航行事案を踏まえ、周辺海域における武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦などに適切に対処する。

参照 > Ⅲ部1章2節4 (P202)

## オ 大規模・特殊災害などへの対応

わが国は、地震、台風、火山噴火などによる自然災害が発生しやすい環境下であり、また、原子力災害やテロによる災害など特殊な災害に対しては、自衛隊の能力の活用が必要な場合もある。

こうした状況において、国民の安全を確保することは極めて重要な役割であり、大規模災害や特殊災害など人命または財産の保護を必要とする各種事態に対しては、国内のどの地域においても災害救援を実施し得る部隊や専門能力を備えた体制を保持する。

参照 > Ⅲ部1章2節5 (P205)

## (2) 本格的な侵略事態への備え

わが国に対する本格的な侵略事態が生起する可能性は低下する一方、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、国際的な安全保障環境を改善するための主体的・積極的な取組が新たな防衛力に求められている。

こうした安全保障環境を踏まえ、防衛大綱では、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図ることとしている。

同時に、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、また、その整備が短期間になし得ないことにかんがみ、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分を確保する。

参照 > Ⅲ部1章3節 (P219)

## (3) 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

### ア 国際平和協力活動への主体的・積極的な取組

07大綱では、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」が防衛力の役割とされ、さまざまな国際平和協力活動に取り組んできたが、防衛大綱では、「貢献」という位置付けではなく、わが国の平和と安全をより確固たるものとすることを目的として、主体的・積極的に取り組むこととした。

国際平和協力活動は、その範囲は非常に幅広く、自衛





国際平和協力活動に従事する空自C-130H輸送機

隊のみならず、文民の活動などの諸施策を通じ、外交と一体のものとして政府全体として統合的に取り組む必要がある。自衛隊は、政府全体の取組の中で、自己完結性、組織力などの能力を生かして国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力などを整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立することとしている。

また、国際平和協力活動に適切に取り組むため、自衛隊の任務における同活動の適切な位置付けを含め所要の体制を整えることとされた。

参照 > 3章2節3 (P152)

### イ 安全保障対話・防衛交流の推進など

各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流については、安全保障環境の変化、さらには、わが国の国際平和協力活動の効果的な実施に資するという点も踏まえつつ、引き続き、推進していく必要がある。これに加え、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野の諸活動へ引き続き協力するなど、国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進することが必要である。

参照 > Ⅲ部3章2節 (P301)・3節 (P319)

## 2 防衛力の基本的な事項

上記の役割を果たすため防衛力の基本的な事項として、防衛大綱では、以下のものがあげられている。

### (1) 統合運用の強化

新たな安全保障環境の下、新たな脅威や多様な事態に速やかに対応し、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するためには、当初から各自衛隊を一体的、有機的に運用する統合運用体制を強化することが必要である。

統合運用体制へ移行するため、自衛隊の運用に関する長官（当時）の補佐機構として統合幕僚監部の新設が盛り込まれた。また、その実効性を高めるとともに、教育訓練、情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立することとされた。その際、統合運用の強化にあわせて、既存の組織などを見直し、効率化を図ることとしている。

参照 > Ⅲ部1章1節5 (P182)

### (2) 情報機能の強化

多機能で弾力的な実効性のある防衛力を機能させるためには、各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報集約・共有など、高度な情報能力の保有とその十分な活用が不可欠である。

このように、情報能力は、単なる支援的要素ではなく、防衛体制の基本の一つとして位置付けることが適当である。このため、安全保障環境や技術動向などを踏まえた高度で多様な情報収集能力や、総合的な情報分析・評価能力などの強化を図るとともに、当該能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することにより、高度な情報能力を構築することとしている。

### (3) 科学技術の発展への対応

多機能で弾力的な実効性のある防衛力を実現するためには、情報・科学技術の進歩に伴う各種技術革新の成果を的確に反映させることが必要である。特に、内外の優れた情報通信技術に対応し、先に述べた統合運用の推進に不可欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるとともに、運用および体制の効率化を図るため、高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを構築することとしている。

#### (4) 人的資源の効果的な活用

限られた人的資源でより多くの成果を達成するためには、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備の高度化などに対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図るべ

く、必要な教育訓練を実施する必要がある。

また、安全保障問題に関する研究・教育を推進するとともに、その人的基盤を強化することとしている<sup>1)</sup>。

### 3 防衛力の具体的な体制

防衛大綱では、上記の役割を果たすための防衛力の具体的な体制が別表において示されており、その概要は次のとおりである。

予測が困難で、迅速な対処を要する新たな脅威や多様な事態に実効的に対処するため、即応性や高い機動性を備えた8個師団および6個旅団を編成し、わが国の国土の山脈、河川、海峡といった地理的特徴などに応じた14区画の各々に8個師団と6個旅団を配置する。

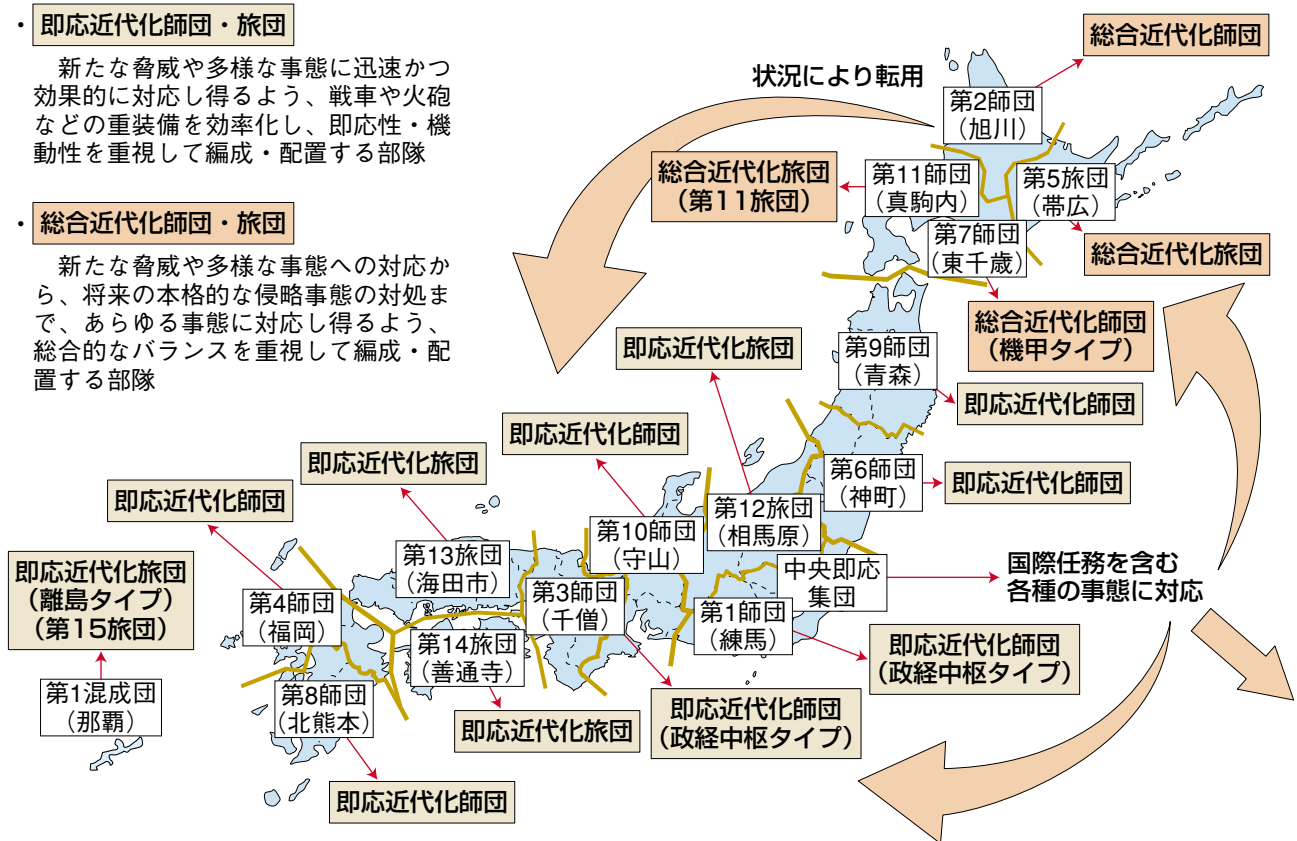
(図表Ⅱ-2-2-1 参照)

#### 1 陸上自衛隊

##### (1) 新たな安全保障環境に対応した作戦基本部隊の編成・配置

平時地域配備する部隊（作戦基本部隊）については、

図表Ⅱ-2-2-1 防衛大綱における師団・旅団の配置およびその考え方



##### ・ 即応近代化師団・旅団

新たな脅威や多様な事態に迅速かつ効果的に対応し得るよう、戦車や火炮などの重装備を効率化し、即応性・機動性を重視して編成・配置する部隊

##### ・ 総合近代化師団・旅団

新たな脅威や多様な事態への対応から、将来の本格的な侵略事態の対処まで、あらゆる事態に対応し得るよう、総合的なバランスを重視して編成・配置する部隊

1) 中期防において、防衛省のシンクタンク的な機関である防衛研究所の安全保障政策に係る研究・教育機能の充実を図ることとしている。

## (2) 人（マンパワー）の確保

ア 従来の対機甲戦を重視した整備構想を転換して、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模災害などの新たな脅威や多様な事態および国際平和協力活動への対応を強化するため、「人（マンパワー）」を重視した体制を構築する。

イ 常備自衛官の定員を07大綱の145万人から148万人に増やし、実効的な対応を担保する。

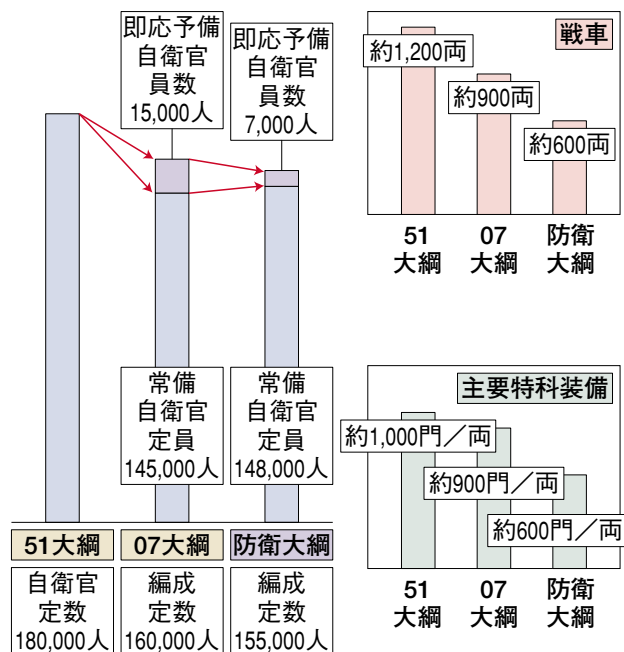
ウ 一方、主要装備である戦車、特科装備（火砲など）については、前者については約900両から約600両に、後者については、約900両／門から約600両／門に削減する。（図表Ⅱ-2-2参照）

## (3) 中央即応集団および国際活動教育隊の新編

各種の事態が生じた場合に事態の拡大防止などを図るため、機動運用部隊や各種専門部隊からなる中央即応集団を新編する。また、同集団の下に、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組んでいくため、国際活動教育隊を新編する。

参照 > Ⅲ部1章2節2 (P201)

図表Ⅱ-2-2-2  
目標とする編成定数および主要装備数量の変遷



## 2 海上自衛隊

### (1) より実効的に対応するための新たな護衛艦部隊の体制

限られた数の護衛艦でより多くの練度の高い艦を確保し、各種事態に即応するため、従来の固定的な編成を改め、各艦の練度に応じて部隊を編成する。

機動運用部隊については、事態に即応し持続的に対応する体制として、8個隊（1個隊4隻）に集約化し、地域配備部隊については、現状の安全保障環境を踏まえ、5個警備区にそれぞれ1個隊を配備する体制とする。

参照 > 4節・図表Ⅱ-2-4-2 (P118)

### (2) 新たな脅威や多様な事態への対応を重視した潜水艦部隊の体制

新たな脅威や多様な事態に係る兆候をいち早く察知し柔軟な対処を可能とするため、東シナ海と日本海の海上交通の要衝などに潜水艦を配備し、情報収集などを実施し得る体制として、引き続き潜水艦16隻を保有する（部隊については、6個隊（1個隊2～3隻）を4個隊（1個隊4隻）に集約化）。

### (3) 作戦用航空機部隊の効率化

周辺海域の警戒監視態勢および即応性、実効性を確保しつつ、統合・効率化などにより、作戦用航空機の機数（哨戒機および回転翼掃海・輸送機を含む）は約170機から約150機に削減する。

固定翼哨戒機部隊については、能力の向上したP-3C後継機（P-X）を導入するとともに、効率化の観点から、現在の8個隊を4個隊に集約化する。回転翼哨戒機部隊については、より効率的な運用を図る観点から、全機の艦載運用を基本とし5個隊に集約化する。

参照 > 4節・図表Ⅱ-2-4-3 (P119)

### 3 航空自衛隊

#### (1) 戦闘機部隊の効率化

戦闘機部隊については、領空侵犯などに対して適時適切な措置を講じるため、基幹部隊の体制を維持するが、本格的な侵略事態生起の可能性が低下したことなどを踏まえ、効率化などを図ることにより、機数を約300機から約260機とする。

また、戦闘機を含む作戦用航空機については、航空偵察部隊の規模縮小などにより、機数を約400機から約350機とする。

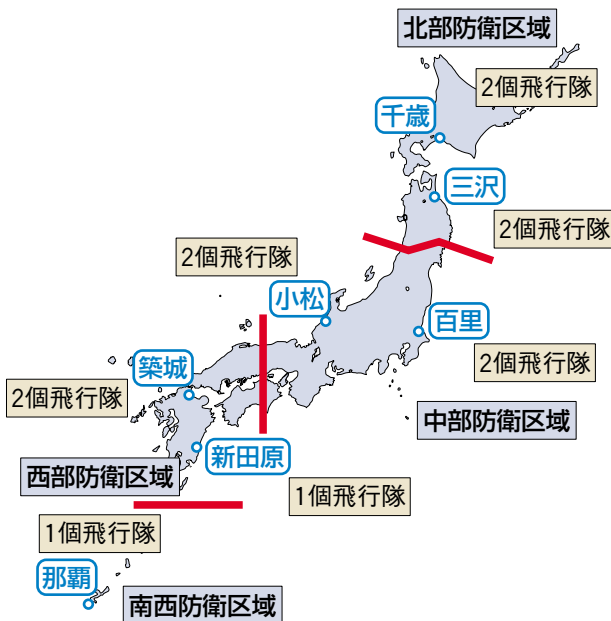
(図表Ⅱ-2-23 参照)

#### (2) 輸送・展開能力の強化

島嶼部に対する侵略に対し実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に適切に取り組むため、空中給油・輸送部隊を新設し、また、現有機より輸送・飛行能力の優れた次期輸送機(C-X)を整備する。

(図表Ⅱ-2-24 参照)

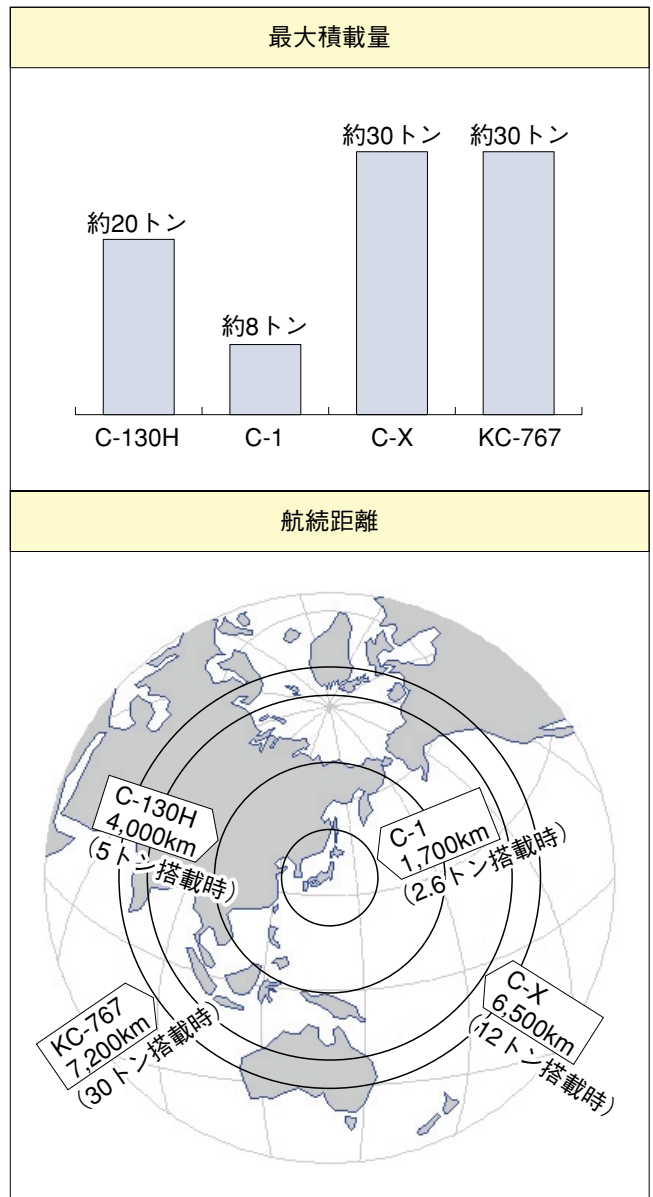
図表Ⅱ-2-2-3 戦闘機部隊の体制



#### (3) 警戒航空隊の2個飛行隊化

警戒航空隊については、07大綱の1個飛行隊を、機能別にE-767の部隊とE-2Cの部隊に分け、2個飛行隊に改編する。

図表Ⅱ-2-2-4 輸送機部隊の将来体制





図表Ⅱ-2-2-5 大綱別表の比較および中期防完成時の体制

区 分		51大綱	07大綱	防衛大綱	中期防完成時	
陸上自衛隊	編成定数	18万人	16万人	15万5,000人	16万1,000人程度	
	常備自衛官定員		14万5,000人	14万8,000人	(注)15万2,000人程度	
	即応予備自衛官員数		1万5,000人	7,000人	8,000人程度	
	基幹部隊	平時地域に配備する部隊	12個師団 2個混成団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団  1個空挺団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団  中央即応集団	1個機甲師団  中央即応集団
			地対空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群
主要装備			戦車 — 主要特科装備 —	約900両 約900門/両	約600両 約600門/両	約790両 約830門/両
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊 (機動運用)	4個護衛隊群	4個護衛隊群	4個護衛隊群	
		護衛艦部隊 (地域配備)	(地方隊) 10個隊	(地方隊) 7個隊	5個隊	6個隊
		潜水艦部隊	6個隊	6個隊	4個隊	5個隊
		掃海部隊	2個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群
		哨戒機部隊	(陸上) 16個隊	(陸上) 13個隊	9個隊	9個隊
	主要装備	護衛艦 約60隻 潜水艦 16隻 作戦用航空機 約220機	約50隻 16隻 約170機	47隻 16隻 約150機	48隻 16隻 約160機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群 — 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊)	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊)
		戦闘機部隊	—	—	12個飛行隊	12個飛行隊
		要撃戦闘機部隊	10個飛行隊	9個飛行隊	—	—
		支援戦闘機部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	—	—
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊
		航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊
		空中給油・輸送部隊	—	—	1個飛行隊	1個飛行隊
		地対空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群
		主要装備	作戦用航空機 約430機 うち戦闘機 約350機	約400機 約300機	約350機 約260機	約350機 約260機
	弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊	—	—	4隻	4隻	
	航空警戒管制部隊	—	—	7個警戒群	7個警戒群	
	—	—	4個警戒隊	4個警戒隊		
	地対空誘導弾部隊	—	—	3個高射群	3個高射群	

(注) 中期防における常備自衛官の充足については、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し、国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むため、現状と同等レベルを確保することとし、充足についてはおおむね14万6,000人程度を目標としている。



## 4 弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊

防衛大綱においては、自衛隊の体制は、多様な役割を果たし得るものでなければならないとしている。その中でもBMDについて、その具体的な体制を可能な限り明らかかなものとし、透明性を確保することにより、国内外に対して、理解を得ていくことが重要であると判断した。このため、特にBMDシステムの具体的な体制については、別表において「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」<sup>1)</sup>を明記している。

(図表Ⅱ-2-25 参照)



BMD機能を付加し、能力向上を図る  
海自イージス艦「ちょうかい」

## 4 留意事項

防衛大綱においては、防衛力の整備、維持および運用に際して、次の点に留意することとしている。

### 1 財政事情、装備品などの取得、防衛施設の維持・運用

厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制するとともに、国のほかの諸施策との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする必要がある。

また、装備品などの取得にあたってのライフサイクルコスト<sup>1)</sup>の抑制に向けた取組の推進、効果的かつ効率的な研究開発の実施、中核技術分野などへの限られた資源の重点的配分による真に必要な防衛生産・技術基盤の確立などに努める。

防衛施設の効率的な維持および整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

### 2 防衛力の目標の達成時期とその見直し

51大綱や07大綱においては、達成すべき時期が明示されていないが、防衛大綱においては、具体的な防衛力の目標の達成時期をより明確に示すことが重要との考えから、防衛力のあり方についておおむね10年後までを念頭に置くと明示された。

また、防衛力のあり方については、安全保障環境や技術的動向などを踏まえ、定期的に見直しを行うことが望ましい。こうした考え方の下、防衛大綱については、5年後または情勢に重要な変化が生じた場合に、その時点における安全保障環境、技術水準の動向などを勘案し検討の上、必要な修正を行うこととされた。

3-1) 海自の主要装備（イージス・システム搭載護衛艦：4隻）および空自の基幹部隊（航空警戒管制部隊：7個警戒群および4個警戒隊、地对空誘導弾部隊：3個高射群）が該当する。  
BMDシステム整備については、Ⅲ部1章2節（P185）参照

4-1) 装備品などの構想、開発、量産、運用（維持・修理を含む）、廃棄に至るライフサイクルを通じて要する総経費

## 5 武器輸出三原則等

防衛大綱の策定の際に発出された官房長官談話の中で、武器輸出管理に関する事項としてBMDシステムに関する案件については、日米安保体制の効果的な運用に寄与し、わが国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な輸出管理を行う前提で武器輸出三原則等によらない、との言及がなされている<sup>1</sup>。

参照 > 資料13 (P387)・資料44 (P429)

また、あわせて、防衛大綱策定の過程で問題提起があ

った米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援などに資する案件については、今後、国際紛争などの助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別の案件ごとに検討の上、結論を得ることとされた<sup>2</sup>。

なお、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持していく旨についても同談話の中で明らかにしている。

- 1) この談話も踏まえつつ、BMDについての海上配備型上層システムに係る日米共同技術研究については、05（平成17）年12月24日の安全保障会議および閣議において、平成18年度から日米共同開発に移行することが決定された。また、同日発出された、官房長官談話においては、「本件日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理の下に供与する」こととされた。これを受けて昨年6月、従来「対米武器技術供与取極」の下で供与が可能であった「武器技術」に加えて、日米BMD共同開発などのための武器・武器技術を対象として供与の枠組みを定める「対米武器・武器技術供与取極」が日米政府間で締結された。（Ⅲ部1章2節1（P190）・Ⅲ部2章3節5（P270）参照）
- 2) 昨年6月、インドネシア共和国に対するテロ・海賊行為等の取締り・防止に対する支援として、武器輸出三原則等における武器等に当たる巡視船艇に係る無償資金協力が決定された。この時発出された官房長官談話において、当該巡視船艇の輸出については、「相手国政府との国際約束で、テロ・海賊行為などの取締り・防止に限定して使用されることおよびわが国政府の事前同意なく第三者に移転しないことが担保されること」を条件として、武器輸出三原則等によらないこととされている。